



まごころ少額短期保険の現状

2026



まごころ少額短期保険株式会社

「まごころ」の名に恥じぬ「あんしん」の提供を目指して

近年、保険業界では、保険会社と保険代理店との癒着、企業保険における保険料調整、不適切な保険募集や販売など、消費者の信頼を揺るがす事案が相次ぎました。

これらの事案は、それぞれ異なる背景を持つものではありませんが、保険業界全体として、信頼の回復とさらなる透明性の向上が求められていることを示しているものと受け止めています。

保険は、本来、偶然の事故や困難に遭われた方を社会全体で支える大切な制度です。

一方で、保険制度には契約者、医療機関、修理事業者、代理店、保険会社など、多くの関係者が関わるため、それぞれが持つ情報の違いが制度の運営に影響を及ぼす側面もあります。

そのような中、保険制度を持続可能なものとしていくためには、保険料負担と保険金支払いの公平性について、社会から十分な理解と信頼を得られるよう努めていくことが重要であると考えています。

また、人口減少が進み、保険料を負担する母集団の縮小が見込まれる我が国においては、これまで以上に、公平性、透明性、持続可能性を重視した保険事業の運営が求められる時代になるものと考えています。

当社は、保険業界を支える一員として、保険がこれからも社会に必要とされ続ける制度であることを願っています。そのためには、契約者の皆様から信頼される保険会社であり続けることが何よりも大切であると考えています。

今後も、公平性、透明性、そして誠実さを経営の基本姿勢とし、その理念を実践する保険商品と保険サービスを追求するとともに、小さな会社だからこそ実現できる価値を提供し、新しい時代にふさわしい保険の姿を築いてまいります。

代表取締役

五十川 純

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料（「業務及び財産の状況に関する説明書類」）です。

目 次

I	会社の概要および組織	
	1. 会社概要	4
	2. 経営の組織	4
	3. 株式・株主の状況	5
	4. 役員の状況	5
	5. 従業員の状況	5
II	主要な業務に関する事項	
	1. 主要な業務の内容	6
	2. 令和7年度における事業の概況	10
	3. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	11
	4. 直近の2事業年度における業務の状況	11
	5. 責任準備金の残高の内訳	16
III	運営に関する事項	
	1. 勧誘方針について	17
	2. お客様満足度向上への取組みについて	17
	3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み	19
	4. リスク管理について	24
	5. 法令遵守体制について	26
	6. 個人情報の取扱いについて	27
	7. 反社会的勢力等への対応について	28
	8. 情報開示について	29
	9. 指定紛争解決機関（ADR機関）について	29
IV	財産の状況	
	1. 計算書類	30
	2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	34
	3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益	34

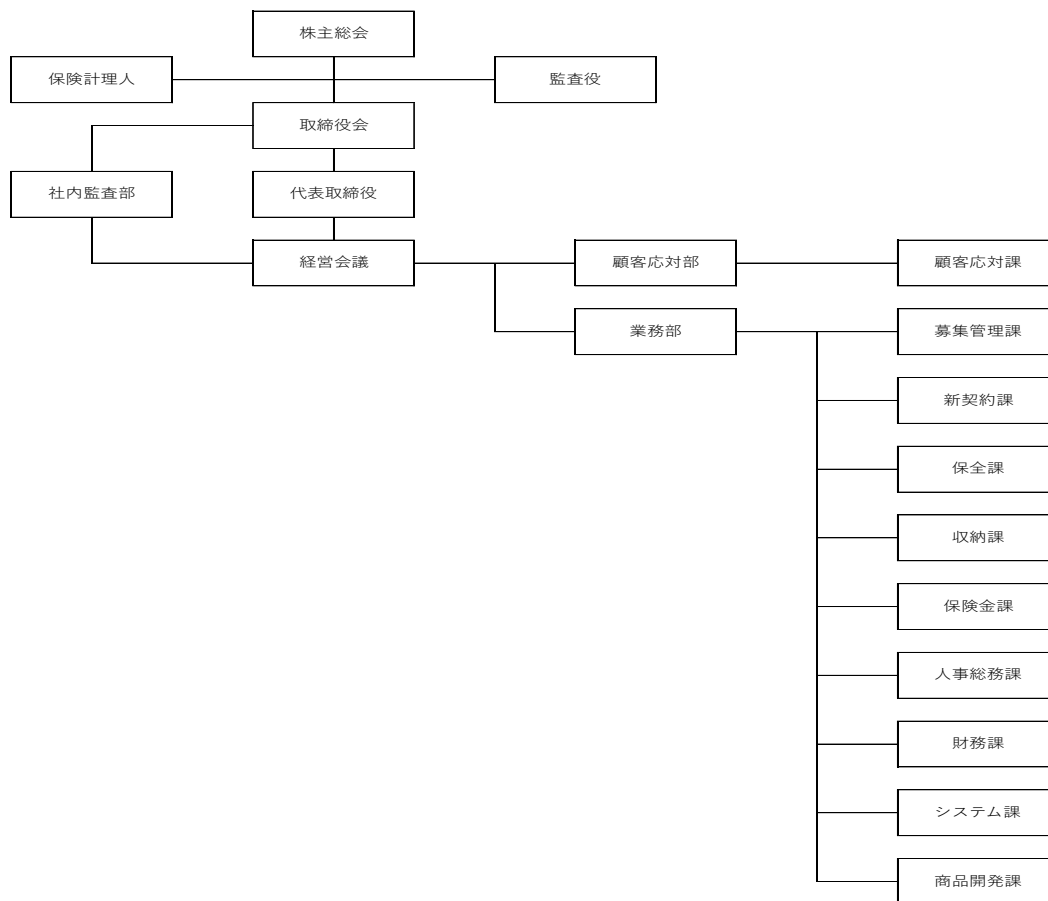
まごころ少額短期保険の現状

I 会社の概要および組織

1. 会社概要（令和 8 年 3 月 31 日現在）

社 名	まごころ少額短期保険株式会社
設 立 日	平成 20 年 3 月 6 日
開 業 日	平成 20 年 12 月 15 日
資 本 金	100,000 千円
本社所在地	神奈川県横浜市戸塚区川上 87-1
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第 39 号
U R L	https://www.magocoro-ins.com

2. 経営の組織（令和 8 年 3 月 31 日現在）



（店舗所在地）

本 店：神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1（本店以外の店舗はありません。）

お客様相談窓口：TEL 0570（550）514

受付時間：10：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

まごころ少額短期保険の現状

3. 株式・株主の状況（令和8年3月31日現在）

（1）株式数・株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	令和7年度末株主数
80,000株	8,390株	9名

（2）主要な株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社ジェイエイチディ	3,940株	46.96%
五十川 純	1,400株	16.69%
横田 正幸	500株	5.96%
深見 安廣	500株	5.96%
大畠 茂	410株	4.89%
片桐 慶一	410株	4.89%
萩原 隆	410株	4.89%
吉川 雅俊	410株	4.89%
三里 悠平	410株	4.89%

4. 役員 の 状況（令和8年3月31日現在）

役 職	氏 名	
代表取締役	五十川 純	（いそがわ じゅん）
取 締 役	小西 一彰	（こにし かずあき）
取 締 役	井殿 彰夫	（いでん あきお）
監 査 役	佐田 哲司	（さた てつじ）

※小西一彰氏は、令和8年4月9日逝去により退任しております。

5. 従業員 の 状況（令和8年3月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
5名	38.2歳	4.0年

まごころ少額短期保険の現状

Ⅱ 主要な業務に関する事項

1. 主要な業務の内容

当社は、少額短期保険の引受けを行う事業者であり、主要商品の内容は以下のとおりです。

(1) 医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT 2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT 3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円）をお支払します。
POINT 4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡 保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害 保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療 保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円
傷害死亡 保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害 保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

(2) 医療保険

POINT1	<p>医療保険</p> <p>医療費のかかる傷病には保険金をアップ</p> <p>日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付</p> <p>1,300 種類以上の手術に対応</p> <p>妊娠時の普通分娩に対応</p>
POINT2	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～ 2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～ 80 万円

(3) 定期保険

POINT 1	<p>お手頃な保険料で死亡保障を準備</p> <p>葬儀費用の全国平均は約 195 万円（平成 29 年度）。</p> <p>例えば 40 歳男性の場合、月額 1,406 円というお手頃な保険料でその準備が可能です。</p>
POINT2	<p>介護も保障。重度障害（1 級及び 2 級）も保障</p> <p>疾病またはケガにより一定の身体障害（障害 1 級、障害 2 級、要介護 5、要介護 4）となった場合、退院後のリハビリ費用や自宅のバリアフリー化に伴う改装費などの支出が生じます。また、社会復帰までの生活費も必要です。そのような状態になられたときの経済的サポート。</p>
POINT3	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円

まごころ少額短期保険の現状

(4) 新医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT 2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 10,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT 3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・ 障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円） をお支払します。
POINT 4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡 保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害 保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円 1 万円
ガン入院 保険金	保障	ガンで入院されたとき	30 万円
手術保険金	一回	医科診療点数表で 16,667 点以上の手術を受け られたとき	10 万円
先進医療 保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～ 80 万円
傷害死亡 保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害 保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・ 障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

(5) 傷害保険

POINT 1	傷害死亡、傷害入院、傷害通院、山岳遭難、日常生活賠償の定期保険
POINT 2	発生した不慮の事故を直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡した場合に補償します。
POINT 3	ケガの治療を目的とする入院、通院、手術による治療を補償します。
POINT 4	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときに補償します。
POINT 5	被保険者がケガの際に携行品を壊したときの修理費用の一部を補償します。
POINT 6	山で遭難したと警察に認定され、実施された救助などの費用を補償します。
POINT 7	被保険者が山で遭難したときに家族が駆け付けた費用の一部を補償します。
POINT 8	被保険者がケガをした状態で、家族が自宅に移す費用の一部を補償します。

【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

傷害死亡 保険金	補償	責任開始日以後に傷害にて死亡されたとき	0～200万円
傷害入院 保険金	日額	ケガで1泊2日以上入院されたとき	1000～ 10000円
傷害通院 保険金	日額	ケガで通院されたとき	1000～8000円
傷害手術 保険金	一回	ケガで手術されたとき	50,000円
身の回り品 損害 費用保険金	一回	ケガ等の際に携行品が壊れて修理するとき	最大10万円 (免責1千円)
山岳遭難・ 搜索 救助費用保 険金	一回	山で遭難して救助を受けられたとき	最大300万円, (免責3万円)
被保険者親 族駆け付け 費用保険金	一回	被保険者が遭難して駆け付けたとき	最大50万円 (免責5千円)
搜索輸送 移送等費用 保険金	一回	被保険者が遭難後に大ケガ又は死亡して親族が被保険者を移送するとき	最大300万円 (免責3万円)
賠償責任保 険金	一回	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたとき	最大1,000万円, (免責3万円)

(6) 親子のための就学トラブル相談保険

POINT 1	カウンセラー相談、弁護士相談および委任、転校に要した費用の一部を補償します。
POINT 2	子供が関わる学校等の集団生活において、親子が遭遇した種々のトラブルに対処するために支出した親子の処理費用の一部を補償します。
POINT 3	対人トラブルの解決方法の一つとしての、フリースクールまたは転校に伴う費用の一部を補償します。

【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

対人トラブル 相談費用 保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に相談したとき	最大 5 万円
弁護士委任 前相談費用 保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に相談したとき	最大 10 万円 (免責 10%)
弁護士委任 費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に委任したとき	最大 200 万円 (免責 10%)
転校費用 保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に転校したとき	定額 10 万円

その他、医療保険に精神行動障害による所得補償保険をプラスして、うつ病、認知症、統合失調症まで手厚くサポートする「総合医療保険」がございます。

2. 令和 7 年度における事業の概況

当社は、平成 20 年 12 月に医療・生命保険分野の少額短期保険事業者として事業を開始し、平成 27 年 7 月からは傷害保険をはじめとする損害保険分野の商品も取り扱ってまいりました。以降、損害保険分野の商品を中心に事業を展開しております。

令和 5 年度までは代理店を中心に営業活動を行ってまいりましたが、期待する成果には至らなかったため、令和 6 年度からは自社によるインターネット販売を中心とした事業方針へ転換いたしました。

保険料収入は、誠に遺憾ながら前期実績を下回る結果となりましたが、新規契約件数については令和 6 年度以降、徐々に成果が表れております。

令和 8 年度は、令和 7 年度に構築したインターネット販売体制を継続するとともに、新たな販路の開拓を進めます。さらに、これまで以上にお客様に寄り添った業務運営と体制整備に注力してまいります。

まごころ少額短期保険の現状

3. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標 (単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	324,584	287,449	290,223
収入保険料	208,882	193,232	188,937
経常利益または 経常損失	33,842	5,954	11,117
当期純利益または 当期純損失	28,208	5,390	10,569
資本金の額 (発行済株式の総数)	100,000 (8,390株)	100,000 (8,390株)	100,000 (8,390株)
純資産額	72,008	77,399	87,968
保険業法上の 純資産額	80,117	85,753	96,814
総資産額	153,451	151,700	145,450
責任準備金残高	24,456	15,377	12,573
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・ マージン比率	2,775.8%	3,067.2%	3,665.1%
保有契約件数	58,153件	53,995件	51,044件
配当性向	—	—	—
従業員数	6人	6人	5人
正味収入保険料の額	80,753	74,727	102,390

※保険業法上の純資産額は、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産額に異常危険準備金を加えて算出しております。

4. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
死亡保険	22,925	26,581
医療保険	8,244	9,737
損害保険	43,558	66,073
合 計	74,727	102,390

※正味収入保険料は、「(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金－その他再保険収入)」により算出しました。

まごころ少額短期保険の現状

②元受正味保険料 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	35,192	31,394
医 療 保 険	12,257	12,106
損 害 保 険	145,195	144,976
合 計	192,644	188,476

※元受正味保険料は、「保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金」により算出しました。

③支払再保険料 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	12,267	11,432
医 療 保 険	4,014	3,859
損 害 保 険	102,048	101,616
合 計	118,328	116,907

※支払再保険料は、「再保険料 - 再保険返戻金 - その他再保険収入」により算出しました。

④保険引受利益 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	△4,895	△4,467
医 療 保 険	△1,203	△903
損 害 保 険	6,816	3,543
合 計	716	△1,827

※保険引受利益は、「保険引受収益 - 保険引受費用 - (保険引受に係る) 営業費及び一般管理費」により算出しております。

⑤正味支払保険金 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	4,944	2,992
医 療 保 険	1,074	930
損 害 保 険	2,031	3,320
合 計	8,049	7,242

※正味支払保険金は、「保険金 + 給付金 - 回収再保険金」により算出しております。

まごころ少額短期保険の現状

⑥支払保険金 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	15,857	9,611
医 療 保 険	3,416	2,420
損 害 保 険	6,770	11,066
合 計	26,042	23,096

⑦回収再保険金 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
死 亡 保 険	10,913	6,619
医 療 保 険	2,341	1,490
損 害 保 険	4,738	7,746
合 計	17,993	15,854

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当事項はありません。

②正味損害率、正味事業費率および正味合算率 (単位：%)

区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
合 計	10.8	95.4	106.2	7.1	81.0	88.1

- ※1 正味損害率は、「正味支払保険金/正味収入保険料×100」により算出しました。
- ※2 正味事業費率は、「正味事業費/正味収入保険料×100」により算出しております。
- ※3 正味事業費は、「事業費-再保険」により算出しております。
- ※4 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額+保険業法第 113 条繰延資産償却費」により算出しております。
- ※5 正味合算率は、「正味損害率+正味事業費率」により算出しております。

③元受損害率、元受事業費率および元受合算率 (単位：%)

区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
合 計	13.5	70.9	84.4	12.3	72.8	85.1

- ※1 元受損害率は、「(保険金+給付金)/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」により算出しました。
- ※2 元受事業費率は、「事業費/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」により算出しました。
- ※3 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額+保険業法第 113 条繰延資産償却費」により算出しました。
- ※4 元受合算率は、「元受損害率+元受事業費率」により算出しました。

まごころ少額短期保険の現状

④ 出再した再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	令和6年度	令和7年度
出再した保険会社の数	2社	2社
A社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	13.8%	13.1%
B社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	86.2%	86.9%
C社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	-	-

⑤ 出再保険料の格付ごとの割合（単位：％）

格付区分	出再保険料における割合	
	令和6年度	令和7年度
A 以上	100	100
BBB 以上	-	-
その他	-	-
合計	100	100

※格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）の格付けを使用しております。

⑥ 未だ収受していない再保険金の額

該当事項はありません。

（3）経理に関する指標等

① 支払備金

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度
死亡保険	288	835
医療保険	341	59
損害保険	1,138	2,067
合計	1,766	2,960

② 責任準備金

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度
死亡保険	1,024	909
医療保険	427	404
損害保険	13,927	11,260
合計	15,377	12,573

③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はありません。

まごころ少額短期保険の現状

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加額	令和6年度	令和7年度
	272千円	251千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
現預金	102,442	67.5	105,585	72.6
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	102,442	67.5	105,585	72.6
総資産	151,700	100.0	145,450	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額 (千円)	利回り (%)	金額 (千円)	利回り (%)
現預金	70	0.0	275	0.0
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
小計	70	0.0	275	0.0
その他	—	—	—	—
合計	70	0.0	275	0.0

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券の種類別の利回り

該当事項はありません。

⑤ 保有有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

まごころ少額短期保険の現状

5. 責任準備金の残高の内訳（単位：千円）

	令和 6 年度				令和 7 年度			
	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合計	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合計
普通責任 準備金	66	59	6,899	7,023	58	59	3,610	3,727
異常危険 準備金	958	368	7,027	8,354	851	345	7,650	8,846
契約者配当 準備金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,024	427	13,927	15,377	909	404	11,260	12,573

Ⅲ 運営に関する事項

1. 勧誘方針について

当社は、以下の勧誘方針に基づき販売活動を行っております。

【勧誘方針】

1. 当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令を遵守し、適正な商品販売に努めます。
2. お客様の保険商品に関する知識、理解、そして加入目的などに応じて、お客様と齟齬をきたすことのないよう、分かりやすい表現を使用した説明に努めます。
3. 保険商品の販売・勧誘活動については、お客様のご迷惑になるような時間帯を避け、その場所・方法についても十分に配慮し、適切に行います。
4. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払は、迅速かつ的確に処理手続きをするよう努めます。
5. お客様のお問合せについては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましても真摯に対応し、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かします。

お客様相談窓口

TEL (0570) 550-514 FAX (045) 392-5312
受付時間 10:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除きます。)

2. お客様満足度向上への取組みについて

(1) お客様対応

保険業が担っている相互扶助の理念を企業活動の根本に据えております。よりお客様にご満足いただくために当社の全社員が「お客様の声」を真摯にうけとめ、お客様の期待に応える対応を心がけます。

(2) 「お客様の声」の受付から業務品質の改善まで

お寄せいただいた「お客様の声」は、業務統括部に集約され、一元管理のもとでの詳細な原因分析により経営課題を抽出し、対応策などを検討して業務品質の改善につなげます。

(3) ご契約者様に対する情報提供の実態および商品に対する情報とデメリット情報提供の方法（商品を正しくご理解いただくための取組み）

当社では、お客様に商品に関する詳細な情報を提供し、お客様に商品内容を正しくご理解いただき、ご納得のうえご契約いただけるよう、次の取組みを行っております。

①契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくため、必要な情報（商品の仕組、保障内容等）を記載した「重要事項」を保険募集を行う際にお渡ししております。

②注意喚起情報

ご契約に際して、お客様に特にご注意いただきたい重要な条項を記載した「注意喚起情報」を保険募集を行う際にお渡ししております。

③約款

保険のお申込みの際には、ご契約に関する詳細な内容を記載した「約款」をお渡ししております。

④パンフレット

各種商品の仕組みや特徴をわかりやすく記載し、保険募集を行う際にお渡ししております。

（４）お客様に告知の重要性をご理解いただくための取組み

お客様の告知された内容が事実と異なる場合、ご契約が解除になったり、保険金や給付金をお受取りになることができない場合がございます。さらに、ご健康状態により新たな保険契約にご加入できない場合は、一切の保障を失うことにつながりかねません。

当社では、お客様に安心を提供するため、正しい告知の重要性を充分にご理解いただくことが重要であると考え、次のような取組みを行っております。

①お客様に告知の重要性および告知制度について正しくご理解いただくため、お客様説明用チラシを用意しております。

②お客様がご契約時に告知いただいた内容を、事後的にご確認いただくことができるよう、告知書を複写化しております。

（５）ご契約をご確認いただくための取組み

実際にご契約された内容が、お客様のお申込み内容どおりのものとなっているかをご確認いただくため、次のような取組みを行っております。

①承諾書の送付

お申込み完了後、お客様に承諾書を送付しております。なお、即時に契約が成立する場合は、承諾書の代わりに保険証券をお送りします。

②保険証券の送付

ご契約成立後、お客様に保険証券を送付しております。なお、保険契約に証券不発行特約を付保しているお客様につきましては、ご契約成立の翌日にはマイページを見られるようにしています。

(6) ご契約内容に関するお手続きについて

お客様相談窓口では、全国のご契約者様から、お電話による各種お手続きやご相談を承っております。

(7) 保険金のお支払いについて

当社は、保険金のご請求やご相談の窓口として、専門部署である「事故センター」を設置しております。同センターでは、専門のスタッフがご契約者様に保険金のご請求等についてわかりやすくご案内するよう努めております。また、複数のスタッフによる査定や再保険会社による確認を通して、保険金の支払漏れや支払誤りを防止しております。

3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み

(1) 基本方針

当社は、お客様の利益を最優先に考え、そのご意向を的確に把握したうえで、これに合致した保険商品と付帯サービスを提供することをその使命としております。この使命を実現する方法として、お客様にわかりやすく透明性の高い情報を開示することにより、お客様にとって最良の保険商品と付帯サービスを提供致します。具体的な取組みについては、以下ご説明致します。

(2) 具体的な取組み

- ① お客様にとって最善の利益となる保険商品と付帯サービスの開発と販売にあたっては、お客様の経済状況、ニーズ、ご意向などを十分把握したうえで、それに合致した保険商品と付帯サービスを提供致します。その際お客様のご意向に反したり誤解を招いたりすることのないよう、説明を徹底しお客様に最も相応しい保険商品と付帯サービスを提供できるよう努めて参ります。(顧客本位の業務運営 原則 2 原則 5 原則 6)

また、既に販売中の保険商品・付帯サービスについても、その算定の基礎となった料率を最新の統計データ及び事業費に基づいて見直すことにより、お客様にとって最良な商品を提供致します。

令和 7 年度の取組

ア 苦情の公表

KPI の設定：当期が前期よりも苦情件数が下回るように努めます。

結果としては、前期を下回りました。

令和 7 年度 6 件(うち代理店受付： 0 件)

令和 6 年度 10 件(うち代理店受付： 0 件)

令和 5 年度 13 件(うち代理店受付： 0 件)

当期苦情の内訳

苦情件数 : 6 件(うち代理店受付： 0 件)

まごころ少額短期保険の現状

- 1 件 手術保険金の対象にならないことに理解できない。
- 1 件 クレジットカードの更新ができない理由がわからない。
- 1 件 補償に含まれていないのは理解できない。
- 1 件 個人情報の削除をしてもらえないのは納得できない。
- 1 件 決済エラーは当社のシステムに問題があるのではないか。
- 1 件 申込時のワンタイムパスワードの入力が分かりづらい。

イ お客様の問合せを分析し、お客様サービスに活用しています。 (単位：件)

R 6 年	新契約	保全	保険金	収納	その他	意見 要望	苦情	合計
04 月	30	50	67	37	24	13	0	221
05 月	54	79	55	48	28	1	0	265
06 月	64	56	79	37	24	3	0	263
07 月	93	61	70	39	58	6	0	327
08 月	179	20	61	23	56	3	1	343
09 月	162	12	65	15	43	6	0	303
10 月	199	18	53	26	39	8	1	344
11 月	144	8	42	20	32	6	0	252
12 月	122	7	36	17	19	10	0	211
01 月	102	13	49	14	25	12	2	217
02 月	141	7	52	11	22	11	0	244
03 月	130	26	39	31	29	20	2	277
総計	1420	357	668	318	399	99	6	3267

ウ 被保険者から当社に書類が届いてから保険金を支払うまでの日数を公表しています。なお、令和 7 年度からは、保険金請求受付件数、保険金支払件数、保険金不払件数についても記載しています。

KPI の設定：前期よりも、保険金の支払までに要する期間を短縮することを目標とします。

結果 当期平均支払日数は約 7 日となり、前期の約 8 日より短縮しました。

令和 7 年度	保険金支払件数	251 件	平均支払日数	約 7 日
令和 6 年度	保険金支払件数	281 件	平均支払日数	約 8 日
令和 5 年度	保険金支払件数	319 件	平均支払日数	約 12 日

令和 7 年度の内訳

保険金請求受付件数	342 件	
保険金支払件数	251 件	受付件数 342 件のうち
遅延利息発生件数	13 件	支払件数 251 件のうち
保険金不払件数	5 件	受付件数 342 件のうち
手続未完了件数	86 件	受付件数 342 件のうち

②重要情報をわかりやすく提供

お客様が当社の保険商品と付帯サービスをお選びいただく際に必要となる情報をわかりやすく提供致します。

ア.手数料の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 4）

代理店に支払う募集手数料を提供する保険商品と付帯サービスの内容に見合った合理的水準にとどめるよう、積極的に見直しを行うとともに、当社のホームページで年度ごとに手数料に関する重要情報（手数料総額・一件当たり手数料、年間保険料収入に占める手数料の割合など）を開示します。

令和7年度	代理店手数料	185千円	収入保険料の占有割合	0.09%	
令和6年度	代理店手数料	385千円	収入保険料の占有割合	0.19%	
令和5年度	代理店手数料	418千円	収入保険料の占有割合	0.20%	
	一件当たり手数料	損保系商品	最大 25%	生保系商品	最大 20%

イ.保険金支払の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2）

当社の保険金支払は常に公正・公平な判断で行っており、その保険金の支払実績は当社ディスクロージャー資料で公表します。

令和7年度	保険金	7,700千円	給付金	15,396千円
令和6年度	保険金	11,000千円	給付金	15,042千円
令和5年度	保険金	8,502千円	給付金	19,614千円

ウ.保険契約の解除情報の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2）

当社ディスクロージャー資料で解除内容と解除理由を公表することによりお客様にもご理解いただけるよう配慮します。

令和7年度	解除件数	0件	対象事案はありませんでした。
令和6年度	解除件数	0件	対象事案はありませんでした。
令和5年度	解除件数	0件	対象事案はありませんでした。

エ.継続的情報提供（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 5）

少額短期保険には毎年契約が更新されるという特性がありますが、その際当社が発行する「保険契約の更新にあたって」という書面を通じて、ご契約を更新される際にも十分な情報提供を行います。これにより、新規に契約した後も継続的に重要情報が得られます。

令和7年度の実績

当期は少額短期保険業者向けの監督指針の内容に合わせて「保険契約の更新にあたって」の内容を見直しました。

オ.商品毎の損害率の公表

商品毎の損害率は次の通りです。

令和7年度の実績

医療定期保険金付定期保険	13.0%
医療保険	0.0%
定期保険	0.0%
総合医療保険	0.0%
傷害保険	7.5%
新医療定期保険金付定期保険	28.2%
親子のために就学トラブル相談費用保険	151.0%

③お客様本位の募集体制の推進

具体的に次のことを推進致しました。

ア.お客様のご年齢、ご家族構成及び財産の状況を総合的に踏まえ、保険商品と付帯サービスの最適なお提案を行います。

令和7年度の取組

FAQにAIチャットボットを導入しました。

イ.当社の保険商品と付帯サービスの内容および仕組みについて丁寧かつ平易に説明し、それがニーズやご意向に対応しているかどうか最終的にお客様ご自身に確認いただきます。その際、お客様の参考となるよう、過去に当社の募集時に発生したお客様にとってのリスクやデメリットについても適切に説明いたします。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則5)

令和7年度の実績

当期も少額短期保険業者向けの監督指針の内容に合わせて重要事項説明書等の内容を見直しました。

ウ.募集代理店への募集委託に当たっては、委託開始前に適切な体制が整っているかどうかを確認し、委託開始後は当社が教育・指導・監査を的確に行います。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則6)

令和7年度の実績

- ・募集代理店の登録を1店行いました。
- ・代理店に対して、次の研修を実施しました。
 - 令和7年04月 代理店 自主点検
 - 令和7年10月 代理店 継続研修
 - 令和8年03月 代理店 フォローアップ

エ.当社による通信販売・インターネット販売での募集に当たっては、保険料を低廉化するとともに、商品内容とリスクを分かりやすく説明し、常時サービスの改善に努めます。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2)

令和 7 年度の実績

登山保険契約の解約時又は不更新時に、お客様にアンケート調査を行って改善につなげています。

アンケート総数 218 件

1 . 他の保険に切り替えるために解約した	41 件
2 . 登山をしなくなった	31 件
3 . 保険が不要になった	24 件
4 . 保険の整理のため	24 件
5 . 不明。なんとなく	23 件
6 . 保険料が払えなくなった	20 件
7 . 保険業界・当社に不安があるため	13 件
8 . ケガ、病気、体調不良、妊娠-出産-育児-介護のため	12 件
9 . 冬季のみの加入、登山シーズン終了、来春再加入予定	12 件
10 . 海外転勤、海外引越、長期出張	6 件
その他	12 件

【アンケートを基に実施したプレスリリース】

日付	プレスリリース	顧客本位の業務運営としての位置づけ
2025 04/11	『ワンタイム ガイドツアー・グループ保険』最大 100 人まで一括申込対応	団体・ガイドツアー利用者の申込利便性向上
08/04	被保険者情報登録の解説動画公開	分かりやすい情報提供、手続き負担の軽減
08/06	賠償責任費用保険オプション提供開始	顧客ニーズに応じた補償選択肢の拡充
09/04	イベント保険発売開始	少人数・単発イベント向けの補償ニーズへの対応
09/09	全国 PTA 連絡協議会と共同企画、イベント保険販売開始	子育て世帯・地域活動を支える補償提供
10/30	身の回り品損害費用補償金オプション提供開始	イベント参加時の具体的リスクへの対応
2026 02/26	おかえりメール登録を大幅強化	事故・遭難時の初動対応体制強化、契約後サポートの充実
03/03	匿名 LINE 相談開始	相談しやすい環境整備、心理的ハードルの低減
03/04	携帯トイレのパッケージに申込 QR コードを掲載し、当日加入できる登山保険提供開始	加入機会の拡大、登山者の利便性向上、環境配慮との両立

まごころ少額短期保険の現状

④社内体制の整備

上記の「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を実践することは、お客様の利益になるとともに当社の企業価値を高めるものと考えます。

その具体的な取組みを徹底するため、当社内に設置している「経営会議」（全社員のほか、取締役、顧問弁護士、顧問等が参加）において実施方針を討議・決定し、常時、見直し・検証・研修を行っています。

日付	内容
2025 04/28	財務分析、保険金システムの開発、マニュアル整理の検討、アウトソーシングの検討、コミュニケーションツールの検討、社員教育（知識、新入社員、募集人）、苦情の確認
05/26	財務分析、マイページの改修検討、募集文書の修正、HPの修正、外注先の教育、コールセンター教育、代理店教育、新入社員教育、募集文書（パンフレット、LP、重要事項説明書、約款）の整理、新たな募集の取組（ガイドツアー・グループ保険発売、イベント保険販売、賠償責任保険の追加）、募集人管理、保険金システム開発、業務部の当局対応の拡充、苦情の確認
06/23	財務分析、商品改訂の検討、保険金システムの開発、マニュアル整理の検討、アウトソーシングの検討、コミュニケーションツール導入の検討、新たな収納方法の検討、新入社員の研修
07/28	財務分析、サイバー攻撃対策について、業務のアウトソーシング、保険金請求フローの見直し、苦情の確認、障害者規程の改訂検討
08/25	財務分析、保険金手順の見直し、保険金システムの開発、保全の文章整理の検討、新入社員研修、社内規程の見直しの検討、内部監査規程の見直しの検討、苦情の確認、事実確認会社提携の検討
09/22	財務分析、約款・事業方法書の修正の検討、再保険の取扱いについての検討、マイページの保険金請求の検討、苦情の確認、内部監査チェックリストの確認とマニュアルの整備の検討
10/27	財務分析、業務連携についての検討、約款修正、新たな収納方法の検討、遭難アラートサービスの導入、保険金システムの開発、サイバー攻撃対策の検討
11/25	財務分析、業務連携についての検討、遭難アラートサービスの強化の検討、登山顧問からの要望の整理、代理店研修の検討、内部監査部との連携の確認、サイバー攻撃対策の検討
12/22	財務分析、登山顧問からの要望の整理、代理店管理・監督の検討、コールセンターの見直し、監督指針を踏まえた業務の確認、サイバー保険の見直し
2026 01/24	財務分析、約款修正の検討、保険金請求の手順整理、代理店の管理、代理店システムの変更検討、コールセンターメモの整理、コールセンターの見直し、サイバー攻撃対策の検討
02/24	財務分析、業務連携についての検討、約款修正の検討、代理店研修の検討、コールセンターの見直し、代理店管理・監査の強化の検討、体制整備の検討、苦情・意見・要望の整理、苦情の確認、サイバー攻撃対策の検討、社員教育の検討
03/23	財務分析、業務連携についての検討、各種会議と面談の確認、顧客の声についての確認、業務起因問題の抽出、通達とお知らせの強化、社内研修について

4. リスク管理について

(1) リスク管理体制について

少額短期保険業を取り巻くリスクは、複雑かつ多岐にわたっています。こうした状況の中、当社ではリスクの所在を十分に理解したうえで、そのリスクをコントロールしていくことが経営上の重要課題の一つであるとの認識のもと、リスク管理の強化に努めております。

(2) 想定しているリスク

当社では、管理すべきリスクとして10種類のリスクを定め、それぞれに対してリスク管理を行っております。

① 保険引受リスク

商品開発または改定に際して、適切な料率や責任準備金を設定しなかったことにより、収益性に悪影響が生じるリスク。

② 資産運用リスク

保有する資産の価格が変動することにより、損失を被るリスク。

③ 資金繰りリスク

支払保険金の増加等により資金の流出が急増し、資金ポジションが悪化して当社が債務不履行に陥るリスク。

④ 実質資産負債差額リスク

法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスク。

⑤ 事務リスク

当社の役員、社員または保険募集人が「正確な事務を怠る」あるいは「事故・不正等を起こす」ことにより、当社が損失を被るリスク。

⑥ システムリスク

情報システムの停止や誤作動、不正利用等により、当社が損失を被るリスク。

⑦ 法務リスク

法令等違反、法律紛争、または法令判断の懈怠等によって生じるリスク。

⑧ 情報漏洩リスク

当社の役員、社員または保険募集人による情報管理体制の不備や不正利用等により、当社が損失を被るリスク。

⑨ レピュテーションリスク

当社に対する否定的な評価や評判が国内外に広まり、当社が損失を被るリスク。

⑩ 災害等リスク

災害・事故・犯罪により、当社の役員・社員など業務に密接に関係する者の生命・身体が害される、または当社の施設が被害を受けることによって損失が生じるリスク。

(3) 再保険について

①再保険とは

当社は、保険金の支払責任を確実に果たし、事業の安定を図るため、その一部を再保険会社に引き受けてもらい、リスクの平準化・分散を行っています。この仕組みを「再保険」といい、再保険に出すことを「出再（しゅっさい）」と呼びます。

②出再方針

事業収支の長期的な安定を図るため、当社では保有リスクの限度額（保有限度額）に基づいて出再方針を定め、再保険を実施しています。

再保険の手配にあたっては、S&Pなどの主要格付機関で「A」以上の評価を受けており、日本国内において生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険会社との契約実績がある再保険会社を選定しています。

令和7年度は、『RGA リインシュアランスカンパニー日本支店』および『Scor RE』と契約を締結し、この2社に対して出再を行いました。

5. 法令遵守体制について

(1) コンプライアンス方針

お客様の信頼をすべての事業活動の原点とし、健全で公正な経営を基本とするとともに、コンプライアンスを経営の根幹に据えています。

(2) コンプライアンス推進体制

コンプライアンスを徹底するには、日常業務に根ざした取組みが極めて重要です。そのため、当社では各課がそれぞれの担当分野において、法令等の遵守を徹底する体制を整えています。

(3) 具体的な取組み

コンプライアンス推進の主な取組みは以下のとおりです。

- ①諸規則、各種事務マニュアルの見直し
- ②コンプライアンス研修の実施
- ③コンプライアンスに関する点検・モニタリングの企画や立案

(4) 「消費者契約法・金融サービスの提供に関する法律」への取組み

当社では、お客様に保険商品や契約内容をご理解いただいたうえでご契約いただけるよう、「消費者契約法」および「金融サービスの提供に関する法律」等の関係法令を遵守しております。

6. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報を適切に取り扱うことが重要な責務であると認識しています。このため、個人情報保護方針を次のとおり定め、当社および募集人、業務委託先、提携先が「個人情報の保護に関する法律」などの関係法令を遵守できる体制を整えてまいります。

【個人情報保護宣言】

1. 個人情報の保護に関する方針

(1) 個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

(2) 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要の情報として、お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きします。また、保険契約の締結においては、健康診断などの必要な情報をお聞きする場合があります。

(3) 個人情報の取得方法

当社募集人、WEB、紙による申込書等、電話、そして、事実確認会社を通じて、お客様に関する情報を取得します。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律に則っています。

(4) 個人情報利用の目的

当社は、お客様に関する情報を必要に応じて、以下の目的で利用しますが、原則それ以外の目的での利用はいたしません。

- ①保険契約の引受査定、引受、保険契約の保全及び収納、
- ②保険金請求に関する査定及び調査（提携会社への照会等を含む）
- ③保険金の支払判断及び手続
- ④各種付帯サービスの案内または提供
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑥その他保険に関連・付随する業務

(5) 個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は以下の場合に限り、必要最低限の範囲で外部に提供することがあります。

- ①あらかじめお客様にご同意をいただいている場合
- ②法令に基づく場合
- ③代理店に保険募集を委託する場合
- ④調査会社からお客様の個人情報が必要とされた場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ⑥公共の利益のために必要とされる場合

(6) 個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、当社は請求者がご本人である旨を確認した上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその情報の開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。なお、情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、下記の個人情報の取扱い等に関する窓口までお問合せください。

(7) 情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講

まごころ少額短期保険の現状

じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対し必要な対策を講じるよう努めます。さらに役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、取締役、弁護士、保険計理人、顧問および社員が参加する「経営会議」を開催し、全社的な取り組みを行います。

2. 特定個人情報の保護に関する方針

当社は、お客様に対して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（マイナンバー法）に基づき「保険取引に関する支払調書の作成」に利用するために個人番号のご提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、ご提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損の危険に対して必要な対策を講じます。

3. 個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

◆個人情報の取扱い等に関する窓口

TEL: 045 (392) 5303

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

7. 反社会的勢力等への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年（平成19年）6月19日の犯罪対策閣僚会議幹事会で決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス・マニュアル」および反社会的勢力対応に関する規定に基づき、反社会的勢力には断固たる態度で臨み、関係を一切遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当社は、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと、また、反社会的勢力に接した場合には、速やかかつ毅然とした態度で組織的に対応することを目的として、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対し、法令および本基本方針を遵守し、組織全体で対応します。また、対応にあたっては従業員の安全を最優先に確保します。

2. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力との裏取引を一切行いません。また、資金提供も決して行いません。

3. 外部専門機関との連携

当社は、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携し、組織的かつ適正に対応します。

4. 有事における民事及び刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶し、必要に応じて、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

8. 情報開示について

当社は、皆様に当社をご理解いただくため、当社に関する重要な情報を、公正かつ適時・適切に開示するよう努めております。

(1) ホームページ

当社のホームページでは、お客様向けに、トピックス、商品、サービス、各種手続き、資料請求などの情報をご案内しています。

(2) ディスクロージャー資料

当社の業務および財務状況等をご理解いただくため、毎年「まごころ少額短期保険の現状」を作成しております。

(3) 会社案内

会社概要を簡潔にまとめた冊子を作成しております。

(4) プレスリリース

当社が実施した改善内容をご理解いただくため、必要に応じてプレスリリースを行ってまいります。

9. 指定紛争解決機関（ADR 機関）について

金融 ADR 制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続のことであり、金融商品やサービスに関する苦情に対する的確に対応し、利用者保護の充実を図ることを目的としています。

当社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である、一般社団法人日本少額短期保険協会と契約しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

相談・申立ての窓口は、同協会内に設置された「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）です。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

T E L : (フリーダイヤル) (0120) 82-1144

F A X : (03) 3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

IV 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 令和 7 年 3 月 31 日現在		令和 7 年度 令和 8 年 3 月 31 日現在	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金及び預貯金	102,442	67.5	105,585	72.6
現金	18	0.0	18	0.0
預貯金	102,424	67.5	105,567	72.6
有形固定資産	1,103	0.7	966	0.7
無形固定資産	3,960	2.6	2,420	1.7
ソフトウェア	3,960	2.6	2,420	1.7
再保険貸	17,997	11.9	10,521	7.2
その他資産	11,199	7.4	10,957	7.5
未収金	6,356	4.2	5,854	4.0
前払費用	1,180	0.8	1,412	1.0
預託金	3,617	2.4	3,633	2.5
仮払金	45	0.0	58	0.0
供託金	15,000	9.9	15,000	10.3
資産の部 合計	151,700	100.0	145,450	100.0
(負債の部)				
保険契約準備金	17,143	11.3	15,533	10.7
支払備金	1,766	1.2	2,960	2.0
責任準備金	15,377	10.1	12,573	8.6
代理店借	29	0.0	10	0.0
再保険借	28,068	18.5	14,465	9.9
その他負債	29,061	19.2	27,474	18.9
借入金	23,400	15.4	22,300	15.3
未払法人税等	—	—	—	—
未払金	4,308	2.8	4,103	2.8
未払費用	443	0.3	465	0.3
預り金	655	0.4	442	0.3
仮受金	255	0.2	164	0.1
負債の部 合計	74,302	49.0	57,482	39.5
(純資産の部)				
資本金	100,000	65.9	100,000	68.8
資本剰余金	100,000	65.9	100,000	68.8
資本準備金	100,000	65.9	100,000	68.8
利益剰余金	△122,601	△80.8	△112,032	△77.0
利益準備金	—	—	—	—
その他利益剰余金	△122,601	△80.8	△112,032	△77.0
繰越利益剰余金	△122,601	△80.8	△112,032	△77.0
純資産の部 合計	77,399	51.0	87,968	60.5
負債・純資産の部 合計	151,700	100.0	145,450	100.0

まごころ少額短期保険の現状

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	
経常収益		287,449		290,223
保険料等収入		277,699		287,144
保険料		193,232		188,937
再保険収入		84,467		98,207
回収再保険金		17,993		15,854
再保険		66,064		66,872
その他再保険収入		—		15,157
再保険返戻金		411		324
支払備金戻入額		601		—
責任準備金戻入額		9,079		2,804
資産運用収益		70		275
利息及び配当金収入		70		275
その他経常収益		—		—
経常費用		281,495		279,105
保険金等支払金		144,958		140,655
保険金・給付金		26,042		23,096
解約返戻金		587		462
再保険料		118,328		117,097
責任準備金等繰入額		—		1,194
支払備金繰入額		—		1,194
責任準備金繰入額		—		—
資産運用費用		—		—
事業費		136,537		137,256
営業費及び一般管理費		134,964		137,256
税金		7		354
減価償却費		1,567		1,677
その他経常費用		—		—
経常利益（経常損失）		5,954		11,117
特別利益		—		—
固定資産等処分益		—		—
その他特別利益		—		—
特別損失		—		—
契約者配当準備金繰入額		—		—
税引前当期純利益（同当期純 損失）		5,954		11,117
法人税及び住民税		140		146
法人税及び住民税		424		402
法人税等調整額		564		548
法人税等合計		5,390		10,569
当期純利益（当期純損失）		—		—

まごころ少額短期保険の現状

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年年度	令和 7 年年度
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日迄	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日迄
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	193,232	188,937
再保険による収入	84,467	98,207
保険金等支払による支出	△26,042	△23,096
解約返戻金等支払による支出	△587	△462
再保険料支払による支出	△118,328	△117,096
事業費の支出	△134,964	△137,257
その他	706	△4,715
小 計	△1,516	4,516
利息及び配当金の受取額	70	274
利息の支払額	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△564	△548
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,010	4,243
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形固定資産の取得による支出	—	—
有形固定資産売却による収入	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	△1,100	△1,100
株式の発行による収入	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,100	△1,100
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,110	3,143
VI 現金及び現金同等物期首残高	105,551	102,441
VII 現金及び現金同等物期末残高	105,533	105,585

まごころ少額短期保険の現状

(4) 株主資本等変動計算書

①令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△122,601	△122,601	77,399	77,399
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	10,569	10,569	10,569	10,569
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	10,569	10,569	10,569	10,569
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△122,032	△122,032	87,968	87,968

②令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△127,992	△127,992	72,009	72,009
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	5,390	5,390	5,390	5,390
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	5,390	5,390	5,390	5,390
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△122,601	△122,601	77,399	77,399

まごころ少額短期保険の現状

2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	90,752	101,814
① 純資産の部の合計額(繰延資産控除後の額)	77,399	87,968
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	8,354	8,846
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	5,000	5,000
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（10(a)）	5,000	5,000
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（10(b)）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	5,918	5,556
保険リスク相当額	5,319	4,912
R1 一般保険リスク相当額	5,319	4,912
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	2,039	2,108
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	1,024	1,056
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	835	893
再保険回収リスク相当額	180	159
R3 経営管理リスク相当額	221	221
(3) ソルベンシー・マージン比率 $(1) / \{(1/2) \times (2)\}$	3,067.2%	3,665.1%

3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。



まごころ少額短期保険の現状 2026

令和8年（2026年）6月発行

まごころ少額短期保険株式会社

神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1

T E L 5750-550-514（代表）

<https://www.magocoro-ins.com>